

平成28年6月定例会会議録

平成28年豊郷町議会6月定例会は、平成28年6月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町	長	伊 藤 定 勉
副 町	長	村 西 康 弘
教 育	長	横 井 保 夫
総 務 課	長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課	長	山 口 昌 和
税 務 課	長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課	長	神 辺 功
医 療 保 険 課	長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課	長	馬 場 貞 子
会 計 管 理 者		森 明 美
人 権 政 策 課	長	小 川 光 治

地域整備課長	夏原一郎
上下水道課長	藤野 弥
産業振興課長	土田祐司
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長	浅居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	角田清武
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

議第45号	専決処分につき承認を求めることについて (豊郷町税条例等の一部を改正する条例)
議第46号	専決処分につき承認を求めることについて (豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議第47号	専決処分につき承認を求めることについて (豊郷町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例)
議第48号	平成27年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について
議第49号	平成27年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
議第50号	町道路線の認定について
議第51号	豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第52号	平成28年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)
議第53号	平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議第54号	平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第55号	平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第56号	平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議第57号	平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議第58号	契約の締結につき議決を求めることについて 《豊郷町同報系デジタル防災行政無線整備工事請負契約について》
発委第2号	豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案
発議第1号	議員派遣の件

西澤博一議長

皆さん、おはようございます。

これより平成28年6月第2回定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、第2回豊郷町議会定例会は成立いたしました。

本日の会議を始めます前に、少しお時間をいただきます。

去る4月14日午後9時26分に発生しました熊本地震は、最大震度7を記録する大地震であり、以降16日までの3日間に二度目の震度7や震度6前後の大きな揺れが続きました。

当議会といたしまして、この地震により犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧、復興を祈念いたしたいと思っております。

それでは、これから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりでございます。最初に留意事項を説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中、みだりに発言し、騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただくようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、西澤清正君、10番、佐々木康雄君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月6日から6月17日までの12日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし

西澤博一議長

異議なしと認め、よって、会期は、本日より17日までの12日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成28年2月分から4月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務・一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項並びに一部事務組合議会の結果報告が提出されていますので、お手元に配付しているところでもあります。ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。文教民生常任委員会、総務産業建設常任委員会、議会広報常任委員会の報告を順次願います。

北川文教民生常任委員長、報告願います。

北川文教民生

常任委員長 議長。

西澤博一議長 北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生 それでは、改めまして、おはようございます。

常任委員長 文教民生常任委員会研修報告を行います。

去る5月19日、20日に埼玉県ときがわ町、宮代町において2常任委員会合同視察研修会を行いました。

このうち、第1日のときがわ町について報告をいたします。

ときがわ町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、面積約56平方キロメートル、人口約1万2,000人の町です。ここでは、パパ・ママリフレッシュ切符発行事業、スタディ・オン・サタデー事業、スモールチェンジ事業について研修しました。

この町のパパ・ママリフレッシュ切符発行事業は、在宅で乳幼児を保育する保護者などの育児疲れや、保育が困難な場合の育児負担を軽減することを目的とした事業です。1時間単位で24枚を1冊にした無料切符を利用し、生後4カ月から就学までの在宅乳幼児を保育所などで預かる事業です。

次に、スタディ・オン・サタデー事業は、児童の学力向上を願い、年間9回の土曜日に小学1年生から3年生を対象に学習ボランティアが指導する事業です。一人一人のペースに合わせて、子どもたちの学習意欲の向上も狙いながら、きめ細かに指導をするものです。

スモールチェンジ事業では、健康推進のため、小さな活動でも個人が自発的に選択し、継続して確実にできる内容を考え進めています。スモールチェンジのロゴマークをつくって普及啓発したり、独自の体操を考案し、ビデオをつくってPRするなどさまざまな工夫をされていました。健康増進は重要な課題であり、本町においても工夫を凝らした施策が必要と思いました。

以上、文教民生常任委員会の報告を終わります。

西澤博一議長

ご苦労さまでした。

引き続き、前田総務産業建設常任委員会委員長、報告願います。

前田総務産業

建設常任委員長

議長。

西澤博一議長

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会研修報告を行います。

建設常任委員長

去る5月19日、20日の両日にわたって、埼玉県ときがわ町、宮代町におきまして2常任委員会合同視察研修会を行いました。

5月19日には、ときがわ町役場庁舎におきましてパパ・ママリフレッシュ切符、スタディ・オン・サタデー、スモールチェンジについて研修を行いました。

5月20日には、宮代町の新しい村の視察研修を行いました。新しい村は、平成4年度に実施された町職員の政策研究セミナーの成果として、農のあるまちづくりが提案されたことをきっかけに、それを実現するための拠点施設として、平成13年9月にオープンしました。新しい村の経営管理業者である株式会社新しい村は、宮代町が51%株式を保有する第三セクターによる事業体で、現在は町直営で運営管理を行っています。事業は主に、地産地消、食育、農家支援の三本柱で展開されており、施設として森の市場結、森のカフェ、森の工房、農の家、村の集会所、市民農園、育苗施設等が整備されています。

新しい村の事業内容は、加工部門、直売所部門、生産法人部門、農園交流部門、総務経理部門の5部門に分かれています。

惣菜・ジャムの製造や森のカフェを運営する加工部門では、平成27年度の売り上げは1,600万円でした。直売所部門につきましても、森の市場結生産組合に加入する約150名の農業者、商業者が出荷する野菜や果物、加工品を販売しており、平成27年度の販売額は1億7,700万円でした。

生産法人部門は、苗の製造、田植えなどの農作業受託、農地の借り入れによる作付を行っており、平成27年度販売額は4,470万円でした。そのうちの2,206万円が水稻苗の販売額となっております。

農園交流部門は、畑で婚カツなど、新しい村を主体とした婚活イベントや農園での体験講座などを実施しており、特に婚活イベントはこれまでに4回開催され、114人が参加して、13組カップルが成立しています。総務経理部門は、村の経営に関する収入支出の総括を行うとともに、農園交流部門と合同の各種イベントを実施しています。

今後、高齢化による後継者不足の問題や老朽化してくる施設の修繕をどう進めていくかなどが課題としてあるようです。

本町の基幹産業も農業であり、同様の課題が出てくることから、町の農業の実情を踏まえた取り組みを今後していく必要があると感じました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

西澤博一議長

ご苦労さまでした。

引き続き、村岸議会広報常任委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長

議長。

西澤博一議長

村岸議会広報常任委員会委員長。

村岸議会広報

常任委員長

皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会より、今までの経過を報告いたしたいと思います。

去る3月24日に第1回目の議会広報委員会を開催し、第65号の発行日や記事の構成について検討をいたしました。

続きまして、4月6日に第2回目の委員会を開催し、表紙の写真の検討や一般質問の原稿等について検討し、誤字脱字のチェックなどを行いました。

続きまして、4月15日、第3回目の委員会を開催し、審議結果の記事やレイアウトについて検討いたしました。

続きまして、4月26日に第4回目の委員会を開催し、記事に誤りがないか、読みやすい表現になっているかなどについてチェックを行いました。

また、5月12日に第5回の委員会を開催し、全てのページの最終チェックを行い、5月20日に再度確認を行い、5月27日に各戸宛てに配布をいたしました。

また、今回お忙しい中、サークルの寄稿をいただきました卓球サークル、豊栄クラブジュニアの皆様にはご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、議会広報委員会の報告といたします。

以上です。

西澤博一議長

ご苦労さまでした。

これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第45号専決処分につき承認を求めることについてから、日程第8、議第47号専決処分につき承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

西澤博一議長

伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成28年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、皆さん方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には、専決承認案件3件、報告案件2件、議決案件2件、条例改正1件、さらに平成28年度豊郷町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算5件の計14件を提案させていただいております。

どうか慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議第45号から議第47号までの専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議第45号豊郷町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成28年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）が4月1日から施行されることに伴い、豊郷町税条例等の一部を改正したものであります。

1条関係の改正内容といたしましては、本則第56条、第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用について、地方税法等の改正に伴う所要の改正でございます。

附則第10条の2につきましては、わがまち特例における特例率の引用条項ずれに伴う整備による所要の改正でございます。

また、附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告について地方税法等の改正に伴う所要の改正でございます。

2条関係の改正内容といたしましては、豊郷町税条例の一部を改正する条例（平成27年豊郷町条例第22号）の一部改正による所要の改正でございます。

次に、議第46号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、本則第2条国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者等課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う所要の改正ござい

す。

第23条につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯への軽減、判定所得の引き上げに伴う所要の改正でございます。

議第47号 豊郷町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法（平成26年法律第68号及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の制定公布に伴い、本町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

また、第2条に関しましては、本年3月議会において一部改正を行いましたが、その後、所要の改正が生じたので改正を行ったものについて一部を改正するものでございます。

いずれも平成28年4月1日施行であることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 議第46号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてですけれども、この第2条中、最高限度額の引き上げということで説明があったんですけれども、その第2条3項の後期高齢者に対する合算で引き上げというのは、これ、2万円の引き上げになるんですが、これは当町におきましては何人に影響が出て、金額的にはトータル幾らになるのかを説明してください。

それから、次は議第47号、この固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例ということで、附則の説明、全協でもお聞きしましたけれども、もう一度ちょっと説明してほしいんですけど。

この旧則と新則のほうで、固定資産税の価格の決定と公示というのが流れがよくわからなかったんですけれども、これは行政審査請求なんかした場合には、どういう対応で変わってくるのか、その変更の理由と、住民側から利用する際にどう変わるのかをちょっと説明していただけますか、お願いします。

税務課長 議長。

西澤博一議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

まず、46号の国保税の軽減判定の見直しによる影響で、課税限度額が後期高齢者のほうでどれぐらい影響があるのかということで、国民健康保険税といたしましては5割軽減、26万円から26万5,000円の拡大ということで、約2世帯ということです。

2割軽減の世帯ですが、平成27年度126世帯に対しまして131世帯ということで5世帯増加ということで、軽減額といたしましては合計12万2,400円でございます。

今村議員 いや、違うんです。質問した内容は。

17万が18万に上がった分の影響額を聞いているんです。

税務課長 済みません。限度額ですが、52万円から54万円が11件ありますので、2万円増加ということで22万円増加するのと、後期高齢者支援分17万円から19万円、それが14件ということで、掛ける2万円ということで28万円。合計50万円の増になります。

それと、47号になりますけれども、28年度分の価格決定が3月31日になされた場合、前条例改正後のままで行くと、行政不服審査法の適用が4月1日であることから、審査請求期間が従前のものとなるため、今回の改正により、4月1日以降と改正することにより、行政不服審査法の適用が明確化されるための改正でございます。

以上です。

西澤博一議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第45号専決処分につき承認を求めることについてから議第47号専決処分につき承認を求めることについてまでを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、議第45号から議第47号までは総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議をよろしく願います。

日程第9、議第48号平成27年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第10、議第49号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第48号平成27年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び議第49号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について一括してご説明申し上げます。

議第48号平成27年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の日栄小学校改築事業を初め5事業の事業費2億1,355万2,000円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

議第49号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年度豊郷町下水道事業特別会計のうち、繰越計算書に記載の下水道建設事業マンホールトイレシステム設置工事2,080万5,000円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

西澤博一議長 これで報告を終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 議第48号平成27年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について、この中の総務費の電子計算管理費（情報セキュリティ対策事業）の未収入分が923万5,000円、また民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業というのが未収入で3,947万1,000円とあるんですが、この特定財源なんですけれども、いつごろ町としてはこの収入見込みがあると想定をされているのか、ちょっと町の想定している時期を説明していただけませんか。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回の明許費の繰り越しにつきましては、それぞれ3月24日の補正第8号のときに補正予算をさせていただいております。そのときに予算計上をした金額で

ございます。

これにつきましては、国の大型補正といいますか、国の補正予算に伴うもので、3月にもご説明申し上げましたが、そのときに国のほうは28年度に全額繰越措置を行った上での予算措置という中で補正がされております。そういった経緯で、今回同様に上げさせていただきました。

ですから、未収入額それぞれ923万5,000円、3,947万1,000円のことにつきましては、この段階の金額で繰り越しをさせていただいております。

今村議員 それはわかったのですが、それはいつごろ町としてはこの未収入額が特定財源として来るといった見込みを持っているのかということをお尋ねしたい。

総務課長 当然、国のほうの補正予算の段階で補助金ということで内示等をいただいておりますので、それに合わせて計上しているということでございます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

今ほどの民生費の関係で臨時福祉給付金の事業ですけれども、こちらにつきましては現在受け付けを始めておまして、8月の19日までが受け付けの予定です。

ですから、実績が上がった段階で国のほうに請求をしていきますので、国のほうも既にこの予算は確保されているものですから、上げていった段階で速やかにいただけるものと考えております。

以上です。

西澤博一議長 ほかありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

日程第11、議第50号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由を説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第50号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

大字三ツ池地先の新設計画道路を認定するものであります。よって、道路法第8条第2項により、町道路線を認定することについて地方自治法第96条の規定に基づく議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村さん。

今村議員 議第50号町道路線の認定についてということで、この三ツ池の道路、町道延長の買収、もう予算には上がっていますが、先日の全協のときに、この残地処分はどうするのかということでお尋ねしたときには、駐車場とかなんとか、公園の何かと言うてはったんですけれども、これはどのくらいの団地ができて、それを町としては町有地でしたら町が管理しなきゃいけないんですけど、今後の管理方法はどういうふうにするのか、その平米数と維持管理の方法について説明していただけますか。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今村議員のご質疑についてお答えいたします。

全協の場で残地の利用活用についてご質問がありまして、今のところ、駐車場等で検討をさせていただきますという形でご報告をさせていただきました。まだ残地の面積、また利用方法についてまだ検討中でございますので、具体的な利用方法について決まりましたらまたご報告のほうをさせていただきたいと思いません。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村さん。

今村議員 今後の検討ということなんですけれども、同対事業でそういう関係地区内には残地がいっぱいこれまでもありまして、残地処分ということで隣地の方に買っただけだったり、いろいろしてきましたが、これもそういう町有地処分という形で売り払いということも検討されているわけですか。町有地として残していくとずっと町の管理も必要になってきますし、方向性としてはどういうパターンをいろいろ考えているのか。駐車場というのも一つの案だと思うんですけれども、ちょっとそういうことを検討する範囲はどこら辺まであるのか、ちょっと教えていただけますか。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今の利用方法につきましては、今回、買収をさせていただく土地含めて隣の町有地もございまして、そこも含めまして具体的にどういう方法が一番いいのかということをお尋ねさせていただきますというふうにお尋ねしております。

今、隣地払い下げの話もありましたけれども、隣地の方とまだ話も全然できておりませんので、そういうことも踏まえて総合的に判断していきたいというふう

に考えております。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第50号を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

(起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12、議第51号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第51号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）が公布され、これに伴い、建築基準法施行令第123条第3項が改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されました。これを受け、平成26年厚生労働省令第61号家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準が改正され、同基準に基づき制定している豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 議第51号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、この新旧対照表で説明をいただいた中で、小規模保育事業A型、また事業所内保育事業というので2つの保育所の施設についての避難用の今回改正になっているんですけども、ここに旧法で書かれた「当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことの

できる窓もしくは排煙設備——国土交通省が定めた排煙設備——を有する付室を通じて連絡することとし」というところが、新改正のほうでは、「当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡することとし」と書いてあるんですけど、この「排煙することができる」と認められる」、結構規定としては旧のほうが厳しいんですけど、その規定を緩和するというのが、この両方ですよ。事業所の保育室についてもそうなんですけれども、この緩和をするというのはどういう審議でこの緩和基準、避難の設置基準の緩和というのがされたのか。当町においては該当する施設がこの小規模はないですし、事業所保育って豊郷病院の企業内保育とかあるんですけども、うちの関係でいくとこの設置基準がどういう場合には適用されるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

教 育 次 長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教 育 次 長 今村議員の質疑にお答えいたします。

今回、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部を改正するということになっております。

豊郷町は、家庭的保育事業、施設が町内にはございません。ですので、この条文に当たる施設はないということなんですけれども、今回、改正前は「バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備」、それがちゃんとしたものでないとだめですよというふうになっていたんですけども、緩和、合理化ということで付室、非常階段に火災の際に煙が回らない非常階段に届かないようにする設備があればいいということになりました。

ちょっと説明不十分かもわかりません。豊郷町にはそのような施設がないのでご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

今 村 議 員 議長。

西澤博一議長 今村さん。

今 村 議 員 今、窓とか、そういう排煙の関係がバルコニーからなくっても、煙が屋内で逃げ、煙を吸収できる設備があればええというふうに緩和されたという説明だったんですけど、それって具体的に言うとどういう設備か。普通、やっぱり火事するときなんかは窓があったほうが消火もしやすいし、こっちから煙も外に出ていきますよね。そういう屋外の避難階段のところには煙が出たりもしますけど、非常にこの基準をここで緩和するというのにはどういう施設、屋内だけの場合の屋内の安全施設はどのような形で、どういうものを使ったらそれはクリアできますよとい

うのは、きっと具体的な中身が出てはるはずなんですけど、それはどういう形だったのかというのと。

それから、この小規模保育は、今待機児童対策でつくられているわけなんですけど、豊郷にはこの前の全協でも、現況4人待機児童がいるという話だったんですけど、うちにはこういう施設はないわけですよ、現実的には。そうなった場合には、うちの既存の公立と私立の保育園等で受け入れをしていかなあかんのですけど。この前、保育士がなかなか見つからないと、募集しても。

ということは、受け入れ設置基準の保育室の人数の面積としてはこの4人は受け入れるだけの保育室の面積はあるということなんですか。あるけど、保育士が今なかなかあちこち取り合いみたいになっていますからね、保育士募集されても。それで、それを募集してても、今来ないんですということなんですか。それとも、町の保育室の受け入れ面積、平米ね。基準からするともう足りないのか、どっちかなんか、ちょっとその辺だけ教えてください。

2点ね。最初のやつと。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。議題について説明してください。

教育次長 今村議員の最初の質疑のほうだけお答えいたします。

これは一応県のほうに問い合わせているんですけども、まだ具体的なその付室という部分ですね、そこら辺の具体的なこっから問い合わせたその答えはまだ返ってきてないんです。正直。よろしく願いいたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第51号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、議第51号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第13、議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）から日程第18、議第57号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）および議第53号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議第57号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までの各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,771万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を41億5,471万1,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金1,314万3,000円、県支出金55万円2,000円、寄附金5万7,000円、繰入金3,183円5,000円、諸収入212万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、議会費19万3,000円、総務費2,667万9,000円、民生費748万1,000円、衛生費99万9,000円、土木費1,133万3,000円、消防費6万5,000円、教育費161万1,000円を追加し、農林水産業費65万円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、款13国庫支出金、総務費国庫補助金について個人番号カード交付事業費補助金172万7,000円、地方創生加速化交付金1,000万円を増額するものであります。

款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います歳入不足額1,642万1,000円を、財政調整基金から繰り入れにより、一般財源に充てるものであります。町営住宅整備事業基金繰入金については、改良住宅物置撤去工事の財源対応として1,541万4,000円を町営住宅整備事業基金から繰り入れを行うものであります。

歳出では、款1議会費から款10教育費までの各目におきます節2給料、節3職員手当等、節4共済費について職員の異動等からの人事交流分の調整を行いまして計上したものであります。

款2総務費、目15地方創生事業費の委託料としてCOOLとよさと地域活性化業務委託料1,000万円を計上し、款3民生費、目5人権対策費において工事請負費489万円、公有財産購入費210万7,000円を、款8土木費、目2改良住宅管理費において改良住宅物置撤去工事費1,541万4,000円を計上したところであります。

また、款10教育費、目1豊郷小学校管理費におきまして、豊郷小学校グラウンド芝生整備事業費としまして需用費20万円、委託料56万2,000円、工事請負費46万3,000円、備品購入費138万4,000円を計上したものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議第53号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を10億4,435万7,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金189万円を追加し、繰入金113万9,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費75万1,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、国民健康保険制度関係業務準備事業としましてシステム開発委託料189万円を計上し、職員の異動費等からの人事交流分の調整を行いまして計上したものであります。

議第54号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億7,179万6,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金572万2,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費572万2,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

議第55号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億3,120万円とするものでございます。

歳入では、繰入金30万4,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費6万6,000円を追加し、下水道事業費37万円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

議第56号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億2,316万2,000円とするものでございます。

歳入では、保険料1,538万3,000円、国庫支出金783万3,000円、繰入金228万4,000円を追加し、町債2,192万2,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費95万2,000円、諸支出金262万6,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、さきの介護保険料の改正に伴う財源構成及び職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正を予算計上したものであります。

議第57号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5,936万3,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金8万9,000円を追加するものであり、歳出では、総務費8万9,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

以上、議第52号から議第57号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算に対する質疑を2点行います。

1点は、6ページ、歳入の部の地方創生加速化交付金について質疑をいたします。

この事業については、支出のほうでCOOLとよさと地域活性化というので委託料で同額1,000万出されていますが、念のために4点教えていただきたい。

1つは、この1,000万円の事業名。2つ目は、「COOLとよさと」というんですが、その事業内容を説明をお願いをしたい。3つ目は、この事業を申請をされた日を明らかにしていただきたい。4点目は、交付金とありますから、もう既に交付決定がされているかと思いますので、これの交付決定日を教えていた

だきたい。これが地方創生事業に係る4点であります。

次に、20ページの豊郷小学校管理費について質問をいたします。

先ほど全協では説明ありましたが、町長の提案説明ではこれがなかった。ちょっと私聞き漏らしましたので、申しわけございません。

この芝生管理料を豊郷小学校のグラウンドを全面芝生化するという2日の全員協議会での説明でありました。この議案、本日初めて議会で上程をされたわけですが、2日の全員協議会ではこの事業はもう既にシルバー人材センターに発注がされているということが報告されました。そして、シルバー人材センターのほうからももう発注がかかっている、人集めがされていると。議会の可決前にそのような報告されているということが全員協議会で報告がありました。

私は、そのときも申し上げましたが、このようなことは議員としては看過できないという立場から質疑をさせていただきます。

1つは、この芝生、豊小の芝生事業ですが、いつ、どこに、まずどのような申請をされたのか。いつごろ、どの団体に対して、どのような申請をされたのか説明をお願いをいたします。

2つ目は、その全協では、当たるか当たらないかわからないので、ぎりぎりであったのでこういうことになってしまったという町長からの謝罪もありましたが、事務的にはまずいつ決定があったのか。その決定日を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、全員協議会では、もう既にシルバー人材センターに発注されているということでしたが、本当にシルバー人材センターにもう既に発注がされているかどうか、この議会の場で明らかにしていただきたいと思いますし、シルバー人材センターに発注された日はいつか。発注日。それから、どういう内容で発注をされたのか。この点について詳しく説明をお願いをしたいと思います。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 8番、鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

4点ということですが。

まず1点ですが、この1,000万円の事業名ということですが、これにつきましては地方創生加速化交付金の第二次募集分の交付金でございます。

次に、事業内容ということでございますけれども、今回は民間企業と連携したサブカルチャーを前面に押し出した当初の地域活性化事業として計画しているものでございます。アニメの聖地となった豊郷小学校旧校舎群の町の資源を生かし

ながら、アニメ、ボーカロイド、またトミーテックが展開する「鉄道むすめ」の豊郷あかねなどのサブカルチャーの聖地としてグッズの開発、イベントの開催などにより、SNSを利用し、本町、さらに全国的にPRするものでございます。

なお、本予算の中には町制施行45周年記念式典での配布用冊子と町のPRグッズを予定しておりますので、万一、国の2次募集が不採択の場合であっても、これらの事業は行いたいと考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、申請した日ですけれども、これについては交付申請じゃなくて、現在、事業計画を提出しております。その後認定がございましたら申請という形になります。

4つ目ですけれども、交付決定日ですけど、先ほど申しましたように、現在、事業計画提出中でございます。

以上です。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 先ほどの鈴木議員の質疑にお答えいたします。

いつ、どこに、どのようにという質疑に対して、28年の2月に公益財団法人日本サッカー協会に募集をいたしました。その当たるか当たらないかわからない、ずっとそのような状態でございました。4月末にやっと決定通知がおりてきたという形になります。

鈴木議員 いや、その2月とか4月、もうちょっとはつきりと日を言うてください。

教育次長 ごめんなさい。4月の21日です。

シルバーさんに通ったら維持管理等をお願いすることになりますので、その際には人員とかいろいろご苦勞していただかなければなりません。一応説明はしてあります。その詳細なんですけれども、それは事務局で行っていただくことでもありますので、一応芝刈り、水やりとか、いろいろこういうものがあります。だから、こういうときには人員をこれだけ。これだけいうのはちょっと私にはわかりませんので、事務局で説明をしていただいて相談させていただいたところです。

鈴木議員 いや、発注をしたのかどうかって聞いているんやから、説明ということは発注したんですか。

教育次長 発注はしていません。発注というか、説明はしておりますけれども。

鈴木議員 あなたが言う説明というのは、私は発注したのかどうかって聞いたんや。説明したということは発注したということでしょう。

西澤博一議長 シルバーにいつ発注して、何月何日発注、その内容はということを知っている。

教育次長 済みません。5月時分に事務局のほうに話を持ちかけまして、一応そういう明細ですか、明細は行ってますが。

鈴木議員 そんなこと聞いてないやろう。発注をしたのかどうかということを知ってるだけなんや。教育委員会として、こういう内容で、こういう説明をしてお願いしなすと発注をかけたのかどうかということを知っている。

教育次長 そういうことでありましたら、発注しておるということになります。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。再質疑。

鈴木議員 決定日が4月21日だというお答えでしたね。全然間に合うじゃないですか。町長の全協の説明では、もっと私は緊迫してたんだろうと思った。それはそういう部分もあるかなというふうに私なりに理解してたんですが、今お聞きすると交付決定日が4月21日。きょうまで大分時間ありますよね。決定が間近だったから議会で議決を経る前にせざるを得なかったんだという説明、うそになる。4月21日だったら。この点はどういう説明されますか。

それから、もう既に発注済みだということでしたが、この議員必携を持ってまいりましたが、これを持ち出すまでもなく、ここには予算の原則として6つの原則が述べられています。1つ1つは言うつもりなかったんですが、そういう答弁があるとやっぱり言わざるを得ないと思いますが。

1つが会計年度独立の原則、2つ目が総計予算主義の原則、単一予算主義の原則。予算事前議決の原則、予算公開の原則、予算統一の原則と、この6つの原則を守らなければならないとされています。中でも総計予算主義の原則は、地方自治法210条で「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」。この説明でも、次にはこう書かれています。「住民代表の議会の議決を得た予算を通して使用されなければならない。」。はっきり書かれている。これ、当然のことなんです。

お聞きしたいのですが、当然、この予算執行の原則、法の原則は執行部も委員会側も当然認識をされていたというふうに私は思います。であれば、明らかにこの法に反する支出であります。行為であります。どうしてこういうことになったのか。これは議員として、議会として看過をできないと思いますので、まずこういう全て予算は議会の議決を得なければならないという総計予算主義の原則、地方自治法第210条、これを認識をされていたのかどうか。認識をしていたのかどうか、はっきりしてください。当然、認識されていると思いますが、認識していたのかどうかをここではまずはっきりしてください。

一方、こちらのほうはまだ予算が通ってないのに発注をかけてると。地方創生

の支出ではCOOLとよさと地域活性化とありますから、説明がサブカルチャーということでしたから、アニメとかSNSを使って発信するということが、このCOOLとよさと地域活性化とこのサブカルチャー、この事業名と事業内容が全然私には一致しないんですが、支出はCOOLとよさと地域活性化ですよ。委託料で1,000万。今お聞きするとこの事業内容は実はサブカルチャーなんだと。この整合性について説明をお願いをしたいのと。

それからこれも、まだこれは第二次加速化交付金で今申請をしているところだと。まだ交付決定がされていないという説明でしたよね。交付決定が私は普通、ここで上がってくるのは、国の交付決定を受けた額が上がってきてと思うんですが、先ほどの説明ではまだ、申請はしているけれども交付決定はされてないと。けれども上げたんだと。こちらではまだ議決されてないやつを執行してしまう。こちらでは申請したけれども、交付決定されるかどうかまだわからないやつを予算に上げる。こういうことは、私は町政としてはしてはならないことだと思います。最後の点は結構ですが、事業内容と、その事業名と事業内容の整合性、それからまだ交付決定が受けてないということですが、もしこれが仮に、きょうは議論はやめますが、交付申請が通らなければこれどうするんですか。どうされるつもりですか。

決定していない額を予算に上げるんですか。上げていいんですか。それも含めて回答を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

担当課のほうには先ほど次長が言いましたように、4月21日に採択されたということで、詳しい内容は来ておりませんが、全協で言いましたように、5月24日に次長から来たといつて、そういうような詳しい内容を聞きました。

それで、前段の内諾のときにはどれくらいかかるやろうということで、それで私は試算をしてもらったんだろうとは思いますが。予算計上もしなければならぬ。ただ、聞き及んでいるのには、5月24日に来た。担当次長で、まだ議会が開けてないので、それでできたら植えつけを延ばしたいということで、そっちのトトのほうですか、そっちのほうに連絡したが、6月中にどうしても植えつけてもらわなければならないと。これは天候的なものだと思います。そういった中で進んできたのではないかなって、このように解釈をしております。

詳しくはまた次長のほうから委員会のほうで説明もあると思います。

それと、この地方創生はこういう形になっております。前の地方創生もわけの

わからんような感じで、それで予算見て通ったか通ってないかということで、豊郷の場合は現実的な、やっぱり後々の負担にならない状況の中の地方創生の予算を組んだ、要するに余りにも現実とかけ離れた状況の中のを組みさせていただいたので、評価は低かったようであります。

今回はちょっと言葉もしっかり選びながら、担当課の中で対外的なものややはり自治体とが協力してやっていくというのに地方創生のほうは案外交付金がおりにっているようです。

そういった中で、先ほど第1回目の答弁しましたように、町勢要覧的なものもあり、それでやっていきたいということで、これは交付金がおりになんでも町単費でもやりたいという担当課の意気込みもありますし、これは対外的にあります。その連携するとこの信用問題にもかかわりますので、そういう思いで計上した内容でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西澤博一議長　ほかありませんか。

鈴木議員　議長。具体的な内容について説明してもらって。

企画振興課長　議長。

西澤博一議長　山口企画振興課長。

企画振興課長　幾つかのご質問でほとんど町長答えてくださったんですけど。私のほうはCOOLとサブカルチャーの整合性ですけども、COOLというのは加速化交付金の1回目、一次募集のときに使われてた名前でございまして、実際、国の審査会によります見出しから入っていただくために「COOLとよさと」とつけたものでございますけれども、今回は地域活性化事業という形でサブカルチャーと、実際COOLというのは名前は使わせてもろうてますけれども、内容的には地域活性化ということで。

以上でございます。

教育次長　議長。

西澤博一議長　岩崎教育次長。

教育次長　それでは、鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど町長が言いましたように、5月24日付で日本サッカー協会のほうから協力の依頼がありまして、そういう依頼通知が来ました。その結果、こちらのほうとしては小学校の夏休み時分に植えたいなという話を持ちかけたところですけども、協会のほうが6月中に苗を植えなければうまく根づかないよという指導を受けましたので、急遽、ちょっと予算取り、そこら辺の事務を早急にさせていただいたところでございます。

シルバー人材センターのほうにもいろいろ話を持ちかけたり、いろいろさせて

いただきました。議会の皆様には前もってそのようなことを言っていかなかった部分申しわけないなと思っております。

よろしく願いいたします。

鈴木議員 予算の原則を認識していたかどうかということを聞いてるんですよ。

教育次長 芝生化にするということに対して……。

鈴木議員 予算執行の原則を認識していたのかどうかというのを、町にも委員会側にも聞いているんやから。していたかどうかや。

教育次長 はい、認識不足でした。

鈴木議員 何やて？

教育次長 認識不足でした。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木さん、再々。

鈴木議員 何と表現していいのかよくわからん。今困ってる。そういう予算執行の原則を認識不足だったと。知らなかったと。認識不足とは知らなかったということですよ。町の執行部、管理職の皆さん、そうですか。

私が先ほど申し上げた6つの原則を認識されていませんか。

地方公務員法の第15条で一般質問していますが、職員の職務専念義務というのはどう書かれているかと。「職員は、その職、またその地方自治体の品位をけがすような行為はしてはならない。」とも書かれているんです。

今、一機関の方が認識していないということは、15条に照らせば、豊郷町全体、管理職の皆さんがこの予算執行の原則を認識されていない。こんなばかなことはありません。これは看過できません。とてもこれは看過できる問題ではない。

これだけで述べていたら時間食いますからもう言いませんが、ぜひこの点については最後に町長のほうから見解を、最後に答弁をお願いしておきたい。

それから、いかにもやっぱりCOOLとよさと地域活性化とSNSがどうしても整合性があるとは私には思えません。むしろその名称と事業の内容の整合性がない、そのことこそ企画力、発想力の貧相のあらわれではないかというふうに思わざるを得ません。

仮に国の事業がそうであっても、豊郷がそういうことでやれば、例えば先ほど企画振興課長の答弁を聞いた限りでいえば、とよさと町サブカルチャー活性化交付事業とでもすれば町民は非常に、今思い浮かぶだけです、思い浮かんだだけでもそういう事業名にすれば、ああ、大体こんなことをするんだろうなというのは町民が思い浮かぶことができる。私は事業名というのはそういうものでなければならぬと思うんですが、せつかくことしから企画振興課ができて新しくスタ

一トしたばかりですから、ぜひこの点については今後、そこに専念をして、そういう発想を持っていただきたいと思います、回答をお願いをしたいと思います。

最後に、時間がなかったということではありますが、私は町長の権限をもっとこの点では、例えば臨時議会の招集は、これも地方自治法第101条第7項では、招集日の3日前でいいとなっていますし、さらに地方自治法第101条第7項のただし書きでは、「ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。」というただし書きもついています。

豊郷小学校の芝生化、あれは私もいいと思うんです。しかし、それを行うにしてもやっぱり議会と執行部の手続、これはきちっとやっぱりしていかなければならないと思うんです。その点では、例えばこういう条項も生かして、今後、こういうことがあったときには緊急に招集するというようなことも含めて、検討が必要じゃないかと思います。

最後にお聞きします。幹部の職員、皆さん一人一人お答えください。予算原則認識されているのかどうか、確認をさせてください。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再々質疑にお答えします。

予算原則は、それは肝に銘じてやっておると思います。

それと、先ほどお話ししましたように、やはり積算するのにシルバー人材センターさんに積算してもらおう。やはり大きい面積ですから、それでどれぐらいかかる。もし採択されたらやはりこういうふうに通元のあれだからひとつ頼みますわという、そういう形になったんだと思います。正式に書類で発注をしたわけではないと思っております。そこはご理解いただきたいし。

ただ、その正式の答えが5月24日ということで、それでやっぱり議会が通ってからということで彼らもその意味で7月にならんかということで相当食い下がったんですけども、やはり植物ですから適期がありますので、その点をご理解していただくのと。こういう身近なところとそういう試算をしたということと、大勢の方に協力してもらわなければならないという思いもあります。その点にはやはり議会の皆さん方に一番最初に説明してご了解いただいて進めるのが本筋でありますので、その点だけはちょっと手抜かっていたのはここでおわび申し上げます。

どうかよろしく願いいたします。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたしたいと思います。

今回の二次募集につきましては、機構改革により、鈴木議員おっしゃいました企画振興課ができて企画部門が強化されたことに伴い、各方面と協議を行ってきました。根本的に時間がなかったということで、新たな事業計画が困難でありましたので、つつい「COOL」という名前が残ったものと解釈しております。

今後の推進交付金については全国的に先駆的、先導的ということなんで、ポイントが高くて、アニメの三大聖地である豊郷小学校の事業を考えたものでございます。

鈴木議員おっしゃるように、サブカルチャーを前面に押し出した名称でうちも進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

最後に、予算原則についてですが、私については認識しております。

以上でございます。

西澤博一議長 よろしいか。

鈴木議員 もういいわ。今、企画振興課長が代表されたんで。

西澤博一議長 ほかないですか。

河合議員 議長。

西澤博一議長 11番、河合議員。

河合議員 議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）予算書の、鈴木議員と関連をいたしますけれども、19ページの豊郷小学校管理費の質疑を行います。

ここに委託料と工事請負費と備品購入費が掲載されています。先ほど委託料と工事請負費はシルバー人材センターということをお聞きしました。ですが、私は鈴木議員みたい知能派ではありませんので、法律的なことは聞きません。一般論として聞きますので、よく聞いてください。

この委託と工事請負をする前に専門業者に見積もり等々を当初からする気はなかったんですか。もうはなからシルバー人材センターに委託をするというような観念でしたんだと思います。

本来であれば、個人宅の庭に芝生を植えるんなら、それは簡単なものでしょう。あれだけの大きなグラウンドの一面に芝生を植えつくと。ただ植えればええという問題ではありません、この芝生は。管理が大変なんです。この芝生植えつけを委託料と工事請負費と、これ年間委託ですか、予算書は。それと工事請負、積算の見積もり等々はあると思います。計画だから。それを提出してください。委員会でするので。これ、常任委員会に付託されるんですからね。委員会までにはこの積算、何ぼでこういう合計金額になったのか。まずは芝生の植付は私

はこれ、先般の2日の全協で芝生はこのサッカー協会に申請したから無料でもろうたと。あのきれいなグラウンドに果たして後でしまったと、植えつけてしまったという後始末がどうこうにならないようにしていただかないと。

私は、冒頭から鈴木議員みたい反対ではないですよ。ここで言うのもなんですよけれども、全協でも言うたけれども、学校のときでもそうですよね。増設教室も。道順を踏んで議会に説明があったら私は反対しませんと。これも言語道断甚だしき予算ではありませんか、議会人に対して。説明を求めて、知らない、せつば詰まったからやりましたという割には、シルバー人材センターにもうかけてますよね、これ。植えつけも、全部も管理も。そういうことが一般論で考えて、私は考えられない。通したら通る。学校のことだから予算は通るだろうと。そういうような思いでこういう予算書上げられたら、我々議会人は要らない。その都度に第三者の委員会つくってもろうて、ここへ来てもらえばよろしいやん。どれだけ経費が削減できるか、議員の。

とりあえず、この今の言うたこの委託料、工事請負費、これの積算資料、それと備品購入費は何を買うのか、これは恐らく芝刈機ですよ。この委託するのになぜ町がここまでそろえてやらなくてはならないのか。私はちょっとある専門業者に聞きました。それは大変やと。芝は芝刈機では刈れないと。当然、芝刈機の乗用にしろ何にしろ機械は要るだろうと。それにまたローラー、転圧等々も必要やと。植えるだけでは付植しないと。ローラーで踏んで転圧をかけなあかんと。そのとおりですわ。

だから、家庭菜園と違うんやから、あれだけの公の広場にあれだけの膨大なグラウンドに芝生を一面敷く事業なんですから、なぜ冒頭に言うたように業者に一応見積もりをとらなかったのか。単なる申請したらもらえたから、シルバー人材センターがおるからシルバーに頼めと。こんないいかげんな態度で、そんな公のグラウンドを私は決めつけるのはおかしいんじゃないかと、こういうふうに思います。

もう少し計画性があって、今先ほども聞きましたが、これ、サッカー協会で、あれはグラウンドはサッカーするだけのグラウンドじゃありませんよ。子どもさんが年中使いますよ。秋の運動会も。

先日、全協でさせてもらいましたわな、鳥取の。あそこにはええ言葉ばっか書いてありますわ。目通しました。あれ、子どもさんは芝生にしたら捻挫等々の骨折等々は絶対起り得りますよ。グラウンドから芝生にかえたら。そういうふうな事例もありますよ。

それと、サッカーの練習でね、町長。今、グラウンドで練習されてますわな。

今度芝になって、果たして芝とグラウンドの練習効果が果たせるかと。人工芝のプロだったら別ですよ。整備されていれば。そのシルバー人材センターを疑うんじゃないけどもね、私はシルバー人材センターには到底管理は無理だと思います。芝生は。それで、機械をかうてあてがうのも、これはわしは絶対反対いたします。

その点、やっぱりこれ、当初に、鈴木議員も言いましたけど、これ冒頭は学校関係者とか、保護者とか、そういう各位関係者に私は相談をされたのかなど。行政が一存で頼んだら、もらえたらしたらええがなど。そういうような安易なあれでされたんなら、ちょっと私は疑問が残るけれども、その点も踏まえてご答弁いただきたい。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 河合議員の質疑にお答えいたします。

管理費の委託料、工事請負費等の詳細はまた委員会で提示させていただきたいと思えます。

西澤博一議長 専門業者の見積もりはどうでしたか。

教育次長 済みません。協会からのことなんですけれども、芝生は無料で差し上げますよ、あとの管理は町のほうでお願いしますということだったので。

河合議員 それ当たり前やな。ちゃんと聞いとれな。

教育次長 そういうことだったので、こちらのほうでシルバーさんをお願いしたところでございます。

西澤博一議長 備品等についてはどうですか。

教育次長 備品購入費の内訳は、乗用芝刈機、そして種まき機、そしてスプリンクラーと上げております。

河合議員 議長。

西澤博一議長 河合議員。

河合議員 再質疑を行います。

やはり備品購入費は乗用芝刈機、私が想像していたとおりです。ただし、専門業者に聞いたところ、乗用芝刈機はそんなかうてやるものではないと。たちまち、このシルバー人材センターに私はそこまでの、失礼ですけれども、知識を持った方がおられるかと。ただ単なる平たん地に植えるだけでは事が済みませんよ、芝生は。やっぱり測量しもって、水の流れも角度もとらなんだら、水のたまるどころ、たまらないところがあると思えますよ。今は豊郷小学校のグラウンドはきれいですよ。芝生植えたからあら隠しで隠れるということを想定してるんなら、これは大きな間違いですわ。やはり植える以上は、やはり傾斜をとって行って私は

植えていくべきではないかと。そういうふうな問題等々も私はあると思いますよ。ただ植えただけで、水がたまっててもわからん。それは見た目ではわからないですよ。物を植えたら。

なぜ私は当初から、このシルバーにしか頼まないのかと。専門業者に見積もりをとってもらって、見積もり業者がこんだけかかりますと。だからシルバーに頼んだらこれだけで済まされると。それは当然のことですわな。専門業者に頼んだら、そんな金額では到底できませんわ。到底できません。ただ、とるべきではないかと。もうはなからシルバーと決めつけしないで。そういうことは全然考えはなかったんですか。

だから、今、備品購入費もこれ、大きな金額ですけれども、これ足すと、これ本当にこの管理委託料がこれで済むかなと。何か今、芝生を植えつけたら、秋には芝刈りをして、この目土に砂をまかなあかんと。植えるだけではだめなんですよね。植えてすぐにこの秋に。次長、目土知ってますわな。

これ、資料もろうたん違うの。目土よ。芝と芝の間すき間ができますやん。そこに全体に砂をばらまいて、その費用やらもしっかり見てあるんですか、予算には。後々の管理を。

ここでわかったら、今、積算説明してくださいよ。年間維持管理費の中にどのような内容が入っているのか。ただ単なるやるだけでは、これ、芝生も。確かにそれは工事は速いでしょう。一斉に並んでべたべたべたとくっつけてったら、膏薬張るみたいに。ただほど後怖いんですよ。高くつくんですよ。それを前提に考えてやってもらわないと、もろうたから、はい、やります。今、これのこんだけの予算トータルしてくださいよ。これ皆、町税ですよ。

あなたは、申請したらくださるからやりますと。ちょっと考えてはどうかなと。もう一度考えて、この予算を削減できませんか。次回新たにしてはどうですか。検討を重ねて。

それと、学校関係者、保護者、答弁はなかったけど、学校関係者、その他、多々、どこへ、いつごろに相談をして、町独自の単独の計画ですか。

いや、だから、いつ、何月何日に関係者各位、どこどこどこに内容説明をしたということの記述があるはずですよ。それをしっかりと答えてください。

教 育 長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教 育 長 いろいろと鈴木議員、そして河合議員のほうから、豊郷小学校の芝生化につきましているろんなご意見いただきました。ありがとうございました。

その中で、最初に皆さんに謝っとかならんなど、こういうふうに思います。

何も議会を軽視してというようなことではなかったんですけれども、本当に手続上後先になったことをおわび申し上げたいと思います。

今ほども河合議員のほうから芝生の管理ということでお話がありました。芝生自身の考え方というようなことについては、全協のときにもお話ししましたが、ゴルフ場の芝生というような感覚でいくというのではないということ。

前回のときに鳥取方式で皆さんのお手元のほうにお配りさせていただきましたけれど、本当に芝生の中で子どもたちが遊ぶということで、短い芝生をずっとという形ではない。結構伸びています。そういうふうな芝生を植えていくというような形になります。

そして、今、PTAの日はまた後で次長のほうから話があると思いますけれど、保護者についても総会にももちろんお話しさせていただいていますし、今度、6月にPTAの活動の中で親子で芝生を植えていただくというような形で話を今しているところです。

そうやってポット苗ですので、グラウンドに小さな穴をあけて、四隅にポットを植えていくと。そして、子どもたちやら、当日、そこを踏んでいくというようなことを聞いています。

一般の芝生の管理というようなこととは少し違うかなと、こんなふうに思います。

シルバー人材センターのほうをお願いしたというようなことになっているんですが、それについてはやはり地域の雇用というようなこと、お年寄りのそういうふうなことも考えあわせて、業者のほうにはとっていませんでしたけれど、地域雇用も大切なことだと、こういうふうに思いましたので、そちらのほうに考えさせていただいたというようなことになります。

いろいろとご迷惑をおかけしていますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 河合議員の質疑にお答えいたします。

学校のほうには総会5月18日でした。そのときに学校長を通じて説明をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

西澤博一議長 ちょっと待ってください。今度委員会のときには資料は提出していただけるんですね、確認ですけど。

教育次長 管理費の詳細ですか。

西澤博一議長 はい。

教育次長 させていただきます。

河合議員 ちょっと待ってや。手元がないということか、今。これからつくるんか。なしではこんな予算上がってけえへんやろう。これのもととなる原紙はどこにあるんや。計算した分違うんか。

教育次長 ちゃんと提出資料としたものも提出させていただきます。

河合議員 今持ってへんのか。

教育次長 これは私の資料ですので、提出資料をちゃんと提出させていただきます。

河合議員 議場やで。そんなもんおかしいんちゃうか。個人の資料てな。あんたのもんちゃうがな。公のもんやがな。公の場で公のものというのは、何が……。

西澤博一議長 再々質疑をお願いします。

河合議員 終わりやから聞いてとるねん。今、答えられてんから、次のやったら終わりなんや。先ほど述べましたで終いや。

先ほど述べたとおりです言われたら終いや。後戻りできないんや。だから今聞いてとるねん。

教育次長 はい。先ほど述べたとおりでございます。

河合議員 わしが言ったことを答えんでいいがな。

西澤博一議長 河合議員、再々質疑。

河合議員 それでは、再々質疑、最後ですので、ゆっくりと時間をかけて聞きます。

次長、あなたは公私、東京の都知事やないけれども、ちょっとおかしいんちゃう。私の資料やと。あんたの資料違いますよ。これは公の資料ですよ。積算試算の資料がここで述べられんということはどういうこと。大まかなことは言えるんちゃうん。

誰もこっちも細々とこれが何円、これが何円聞いてるん違いますよ。ここに予算書で上がってる積算試算がここでは説明ができないのかって聞いている。この金額はどこで試算された金額ですかかって聞いているわけや。その理解できますか。言うてる意味が。

だから、私の個々の資料やから言えませんで、ほんなばかなことあるかいな。ここは議場ですよ、議場。あなた方が執行したんですよ、この補正予算を。それに我々が聞いているんですよ。どういう金額ですかいうことを、内訳を。

あなた子どもに100円やって、何も聞かんと買いに行ったら、家の人怒りますやろう。違いますか。

あなたの資料は何ですか。ここの補正予算と違うんですか。もっとはるかに大きいんですか。私は大きいと思いますよ。私は大きいと思います。維持費にしる。それをここでしっかりと答えられないのはおかしいじゃないですか、あんたは。

それで私が言うたらね、そんなの聞きざるみたいに、先ほど言ったとおりに、そんなこと言うばかりがおるかいな。管理職が。何を述べたん、さっきわしに。聞いたことに対してちっとも答えてません、あんたは。教育長は擁護していますけれども。

もうちょっと聞かれたことに対してね、資料持ってるんなら資料の中身をここで皆さんの前で公表してくださいよ。また、委員会は委員会で別なものですからね。ここで述べたことはしっかり今ここでちゃんと議事録残っていますから。委員会は残りませんのでね。

しっかりとここであなたが資料として委託と全部のその工事費の明細書があるはずなんですわ。なかったらここにはこういうような上程はされませんわ。その数値だけ見てもわかりません。何をどこでどうする。年間何を維持するのか。一遍しっかりと私の言うたことを把握してもらって説明してくださいよ。もうこれで終わりなんですわ。

さっきも言うたように、また先ほどのとおりですって言われたら、もう私はここへ来てこんな熱弁ふるうことはない。ばからしくて。やっぱししっかりと聞かれたことに対して、言えない範囲は言えないで結構ですよ。この金額に応じた、数値に応じた説明をしてもらわないと、しっかり我々ここで判断がしがたい。

町長、この議案どうですか。取り下げられたらどうですか、一応。私は新たに要望しますけれども。もう少し、こんな軽々しく安易に、私も先ほども言いましたけれども、学校にしる、きょうのこの件にしる、余りにも言語道断、議会議員をちょっとなめ過ぎてるんちゃうかと思いますよ。もう少しね。

だったら近くにね、今芝生、小学校にあちらこちらにたくさん植えられていますわ。きのう、おとといも近江八幡市の小学校の新築工事の現場で、グラウンドに今きれいに芝が植えられていますわ。今きれいに。目土が一带に張られていますわ。そういうようなところに行って、こうやって決定する前に、私は行って現場確認でもしておいたほうがよかったのではないかなと。行って帰ってくるだけに、ほんなもん半日も要りませんわ。もう近くのことなんですわ。

全協で言いましたけれども、近江八幡市の金田小学校も確かに芝は教育長言われておったように、ゴルフ場の18番ホールと違いますよ。それは違いますよ。

それと次長、芝の品目は何ですか。

答弁してください。私もこれで終わりなんですから。芝の品目は何ですか。それだけはちょっとお答えください。

町長、一度一遍、原点に戻って、しっかり検討してください。

西澤博一議長

どちらが答えるんですか。教育長ですか、次長ですか。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、河合議員の再々質疑にお答えいたします。

芝生の消耗品といたしまして、芝生用の石灰、ラインを引くやつですね。そして、化成肥料、オーバーシード、芝生用のパウダーです。

それと委託料といたしまして、ライン引き6人程度を見込んでおります。穴あけ40人ほど、水やり1人を3時間として、85日。そして、芝刈り1人。そして、肥料まき1人。

ほかに雑費としていろいろ、疲れたときのお茶代とかいろいろ、それは関係ないですね。

それと、芝刈機を保管する倉庫を用意しております。それは小学校の今使っていない鳥小屋があるんですけども、そこをちょっと修理させていただいて、そこに芝刈機等機材をそこに置いておこうということになります。

備品購入費が先ほど言わせていただいたとおり、乗用の芝刈り機、種まき機、そしてスプリンクラーというふうに予算を立てております。

河合議員 ちなみに、乗用の芝刈機はなんぼするんや。

教育次長 100万として一応予算を立てているんですけども、ピンキリやと聞いていますので、一応50万から90万ぐらいを見込んでおりますけれども。

河合議員 2台か。

教育次長 1台です。

河合議員 その資料出して。

教育次長 はい。

河合議員 品目は何や。

教育次長 品目ですか。芝の品目は……。済みません。ティフトン芝というものです。

西澤博一議長 ちょっと待ってください。資料はそこにはないんですか。

河合議員 これ、サッカー協会にもらう芝は、そんなそれと一緒になんか。日本には芝は2つしかないで。

西澤博一議長 資料はあるんですか。

河合議員 次長、今これ見て、あんた言うたけどな。これと同じ芝をくれるんか。

教育次長 鳥取方式で植えるということを聞いておりますので、済みません、また……。

河合議員 ちなみに、高麗芝と姫高麗芝とあるんやけど、日本でいうと。日本で2つのな。どっち植えても最後には高麗芝になるわけや。最後には何年後には姫高麗というのは、わーっと深いやつやで。高麗芝というのは、今の一般の細い、グラウンドやらゴルフ場で使うとるような芝やねん。ただ、どっち植えても最後には高麗芝

になるらしい。痩せ細って、細うなって。だから、わしはどっちの芝かとあえて聞いた。

西澤博一議長 次長、資料等については予算決算常任委員会ありますので、そのとき資料等出してください。

教育次長 はい、わかりました。

西澤博一議長 質疑等についても整理して、各議員さんのほうに予算のときに提出をお願いいたします。

教育次長 はい。

西澤博一議長 はい、結構です。

教育長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教育長 今ほども河合議員のほうから見に行ったかというご意見もありましたし、行く予定で次長はしてたんですけど、当日急な用事が入ったので私と職員とで見にいかせてもらいまして、向こうで校長、教頭から説明を受け、現地もやはりしっかり歩いて見てきたというようなことです。

それと、6月に植えると運動会には間に合うというようなことを聞いています。だから、この梅雨どきの雨を楽しみ言うとおかしいですけど、雨でまたそれが伸びていくだろうと、こういうふうに思っていますので、できたら今回通していただきまして植えつけをしたいと、こういうふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 ほかありませんか。

今村議員 議長。

今村議員。

今村議員 議第52号の平成28年度豊郷町一般会計補正予算で、説明を求めたいところだけ言います。

最初、10ページの地域づくり推進事業費の中で、地域防災組織育成助成事業で180万上がっているんですが、これはどういう事業をされるのか、ちょっと内容を教えてください。

それから、12ページが隣保館施設費の中で一番下に施設管理委託料81万、13ページにかけて負補交で教育集会所管理費補助金が108万減額とあるんですけど、この2つの中身について内訳を説明してください。

それから、13ページのほうでは障害福祉費で20番扶助費の中で障害児福祉助成事業34万2,000円の増額になっておりますので、これの増額理由。

そして、その下の項2の児童福祉費の中では、児童福祉総務費の中で自動体外

式除細動器設置事業補助金ということで7万7,000円ありますが、これはどこに出す補助金、どういう設置をされるのか説明してください。

そして、14ページの目2の予防費の中で13番委託料で高齢者インフルエンザ予防接種委託料10万9,000円、また下のほうでHib感染症予防接種委託料12万4,000円、また小児の肺炎球菌感染症予防接種委託料17万6,000円、一番下の成人用肺炎球菌予防接種委託料2万8,000円と、この増額補正されている理由、内容を説明してください。

また、その19番にも風しん予防接種助成金2万8,000円の増額補正になっておりますので、これについても内訳を説明してください。

そして、16ページの農林水産業費の中の目2の農業総務費の中で19番負補交で地域農政未来塾参加負担金というのがありますが、この20万。この地域農政未来塾というのはどういうもので、どういう方が町内から何人参加されるのか説明してください。

そして、その下の目3の農業振興費で経営体育成支援融資主体型事業費補助金ということで17万3,000円ありますが、これは経営体、どういう趣旨でどういうふうな個人団体にこれを出すのか、説明してください。

17ページでは、項の4の住宅費の中で目2の改良住宅管理費の中の15番工事請負費、改良住宅の分離工事に伴う工事請負費で1,541万4,000円というのが上がっておりますが、これの入札の経緯について説明お願いしたいと思えます。

3点ちょっと教えてください。

この工事入札結果調書を見ますと、9社が指名されておりますけれども、1点目、この9社の中で町民税を……。

西澤博一議長 今どこ言うとするの。

今村議員 改良住宅の物置撤去工事、分離工事の15番工事請負費。

西澤博一議長 15番。

今村議員 17ページの15番。そこです。その内容について聞いているんですけど。

西澤博一議長 この内容。

今村議員 はい。この入札結果の中で落札したのは全協でも説明ありましたが、株式会社浜野工務店ということで落札しておりますが、そのときの入札状況は指名業者9社ありますが、この9社の中で町内、町民税を払っている業者は何社あるのかというのが1点。それから……。

西澤博一議長 改良住宅の物置の工事の関係です。

今村議員 金額に対してです、だから。金額の説明や。

だから、それは入札結果の説明を聞くの当たり前じゃないですか。何でおかしいと思いますの。

やっぱりね、この金額は公金ですからね、公正な入札を、やっぱり適正な入札をして、予算として上げていただいているはずなので、その経緯を説明してくださいということで聞いております。

1点目が、この9業者のうちの町民税払っている業者は何社あったのかというのと、2点目は今回は予定価格は事前公表だったのか。最低制限価格は設定したのかというのが2点目で、3点目は、この9社指名されておりますが、そのうち4社が辞退をされているというのは、この4社辞退というのは、結局、5社による入札、非常に少ない入札の応札だったわけですけども、その4社も辞退したのはどういう状況でしたと町は考えているのか、その3点を説明してください。

次に、次は19ページ、先ほど芝生化問題、両議員からいろいろ質問がありました。ちょっと説明でもう一つ聞いておきたかったのは、2月1日に日本サッカー協会に応募をしたと。町長が提案したということ。全協で説明されておりましたが、このサッカー協会は苗代を無料で助成するという話だったというふうにお聞きしましたが、豊小のグラウンドの面積は全体のその芝生化する面積がどんだけの平米あるのか、その平米数と面積を説明していただきたいのと。

そのポット苗を芝生化するためにサッカー協会が無料で提供しますということなんです。そのポット苗というのは市販で買った場合、どのぐらいの豊郷小学校のグラウンドの整備に使うポット苗は幾らぐらい市販ではかかるのか、その説明をしてください。

それと、全協のときには整合性考えて、計画的に豊小、日栄小、そういった各小学校、もう日栄小は今工事中だから計画はしていませんという感じだったんですけども、この応募というか、サッカー協会に苗の応募をするときにはきつと応募要項があると思うんです。

豊小の場合は、毎週、大抵土曜日は半日ずっとあそこでスポ少のサッカーの子どもたちがグラウンド全体を使って練習していますよね。だから、そのサッカー協会にしてみればサッカーに使われるということが基本的な前提条件だと思うんですけども、その応募要項はどのような中身で、豊郷の場合は全部のグラウンドはそれが適用されるのか。それと、後年度のもうサッカー協会による助成はないのか。

これはこういうことを思いつきでされたんかなというのをすごく疑問に思ったんですが、芝生化というのは南のほうではよくやっていますけれども、豊郷の場合、これを計画的にやっというのはどの内容で、どういう子育て支援の

中で計画が上がっていたのか、その提案するに至った理由が私にはちょっとわからないんです。今までそういう説明一度もありませんでしたので。その辺を町長なり、提案されたということなんで、どういう計画なのか説明をお願いします。

これが52号関係ね。

続きまして、議第56号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算、これにつきましては、7ページ、歳入で今回、介護保険料、途中で町の引き上げが決まりまして、現年度特別徴収保険料1,440万5,000円、それから現年度普通徴収が97万8,000円、それぞれ人数は何人対象でこの金額になっているのかというのと。それから8ページに款10の町債のところ、財政安定化基金貸付金、当初予算の2,192万2,000円が全額減額ということになっているんですけども、この1号被保険者保険料値上げ分とこの貸付金額の差異が500万以上ありますよね。600万近くぐらいあるんですけども、この差異はどういう根拠でこの差異が町としては考えているのか。

それと、27年度からが第6期の介護保険計画に入っておりまして、そこでその前の第5期分の貸付金の返済とか、そういうのも含めて第6期の計画上がって、不足分を含めて上がってる町の計画ではそう上がっていると思うんですが、もう27年度は5月31日で会計閉鎖になっておりますから、状況としては27年度で町の介護保険の収支はどのぐらいの赤字に町としては見込んでいるのか、その辺の目安はわかっていると思いますので、説明をお願いいたします。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 12番、今村議員のご質疑お答えいたします。

私のほうから、10ページ、地域防災組織育成助成事業の事業の中身ということのお尋ねですけども、これにつきましては一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業のうち、地域防災組織育成助成事業の交付金でございます。いわゆる宝くじ助成でございます。これの中の中身ですけども、防災活動に必要な整備ということです。

あわせまして、7ページのほうに歳入を全て見込んでおるところです。

以上です。

今村議員 何をするということですか。どういうのに助成をするんですか。

企画振興課長 要は防災活動に必要な整備、今回ですけども、ポンプを購入ということです。消防用のポンプということです。可搬式。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えします。

ページとしまして、16ページです。農業水産業費の中の農業総務費でございますが、節19の負担金、補助金及び交付金としまして、まず初めに地域農政未来塾参加負担金としましては、これは全国町村会が開催されます東京で年6回のセミナーでございます。

この目的としましては、農業農村を取り巻く環境は厳しく、かつ近年大きく変化しております。このような状況に対応するため、地域の実情を掌握し、国の政策について十分な理解を深めるため、農政担当職員の養成をするものでございます。

今村議員 誰が参加するんですか。

産業振興課長 うちの産業振興課の角田君が参加したいと思います。

続きまして、農業振興費の19負担金、補助金及び交付金でございますが、経営体育成支援融資主体型事業費補助金としまして、吉田の方でございますが、ハウスの換気装置の改修の要望がございまして、今回、このような国よりの補助金がついたものでございます。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私のほうからは、第52号の一般会計補正予算の13ページ、目で12障害福祉費のところで、扶助費、障害児福祉助成事業の内容をというお尋ねをいただきました。この内容につきましては、今回、障害児福祉手当の申請に当たりまして、実施機関であります滋賀県と窓口でありますそれぞれの市町、今回の場合、豊郷町ですけれども、との制度指導のはざまで不利益を負っておられる対象の方がおられたことから、その不利益分を扶助するというところで予算計上をお願いしてきたところです。

以上です。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、12番、今村議員のご質疑にお答えいたしたいと思います。

52号のページでいきますと12ページになります。委託料81万円と負補交の108万円の減額についてご質疑がありました。この中身につきましては、例年、負補交のほうで大町並びに三ツ池の教育集会所の管理を自治会のほうにお願いしておりまして、補助金を支給しておりました。その中で大町区が現在、解散状態にあるということで、管理がしていただけない状態ですので、今回、その分

を減額させていただいた上で、13委託料で町の文書等を町区内に配布するとともに、教育集会所並びに老人憩いの家の管理という形で町のほうで委託して管理していただくものでございます。管理人を委託するというところでございます。

それと、続きまして、同じく一般会計のほうの17ページの工事請負費、改良住宅物置撤去工事につきましてご質疑がありましたので、お答えします。

9社中5社で、うち町内については2社でした。ただ、1社辞退がありましたので1社ということになります。

4社辞退についてなぜかというご質疑がございましたけれども、工事の期間並びに人件費等の高騰により、今回の工事についてはご辞退願いたいということで辞退届を出されまして、今回、4社辞退ということになりましたので、よろしくお願ひします。

それから、予定価格については公表という形でさせていただいております。

以上です。

教育次長

議長。

西澤博一議長

岩崎教育次長。

教育次長

今村議員の質疑にお答えいたします。

補正予算13ページです。AEDのレンタル補助です。5,900円の12カ月の消費税7万6,464円になっております。

そして、サッカー協会のほうから苗を無償でなくて、こっちで買うたらどうなのかという話ですけれども、ちょっと把握はしておりません。

豊郷小学校のグラウンド7,110平米、全面芝生化にさせていただきます。2万8,440株を植えさせていただきます。

要項といたしましては、対象は地方自治体とか幼稚園、保育園、学校、その他社会法人等々でございます。募集期間は12月1日から2月5日というふうになっておりました。募集先は公益財団法人の日本サッカー協会のポット苗方式芝生化モデル事業係というふうになっております。

募集要件等は、9つほど上がっております。芝生の管理を実行できる体制を整えることというふうにこちらのほうでなっております。ポット苗の苗植えの人件費は地元負担とするというふうになっております。

ということです。よろしくお願ひいたします。

医療保険課長

議長。

西澤博一議長

北川医療保険課長。

医療保険課長

それでは、私のほうから今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、議第52号の一般会計の補正予算の14ページ、予防費の委託料の部分

でございます。これにつきましては、今回、ちょうど中ほどに、上から4番目にございます滋賀県予防接種広域化事業委託料というところに△の87万7,000円というところございます。これはこの部分を広域化を振りかえたものでございまして、金額的には変わっておりません。といたしますのは、現在まで豊郷町、また並びに近隣の彦根市等の彦根医師会の管轄のところで予防接種を受けていただく部分については各予防接種ごとに計上させていただきまして、県外の遠隔等で数カ所で受けられる方がおられましたので、その部分を広域化の事業委託料として一括でくくっておったわけでございますが、今回、医師会のほうから彦根医師会も広域化の事業のほうになるということで、それぞれ豊郷町内しか予防接種のこういう明細が出てこないということになりましたので、それでは広域化を全ての予防接種ごとに振りかえるということでございまして、それぞれの部分に各予防接種事業ごとに振りかえをさせていただいたということでございます。

また、その下の19番負補交の風しん予防接種助成金につきましては、これにつきましては妊娠を希望される方等で風疹の予防接種なり抗体検査ということでされる方の助成をするものでございまして、今回、4名の方の分の助成を計画をさせていただいております。

まず、52号については以上でございます。

続きまして、56号の介護保険事業の補正予算7ページでございます。7ページ、これにつきましてはのまず保険料の1番の特別徴収保険料の人数でございますが、1,775人の想定でございます。続きまして、普通徴収につきましては129名の想定をしているところでございます。

また、8ページの安定化基金の2,192万2,000円の全額削除の金額との差でございますけれども、これにつきましてはその下にあります国庫支出金並びに繰入金歳入の部分も加えての計算となっておりますところでございます。

また、最後に、27年度の収支見込みでございますけれども、現在のところ、決算を作成しております、今のところ、まず国庫並びに県支払基金からの歳入、補助金等の収入が多く入っておりますことから、今のところ返還金を300ほど見ておりますので、その部分が赤字になってくるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

西澤博一議長
今村議員
西澤博一議長

質疑ありますか。
議長。再質疑。
今村議員。

今 村 議 員 　　ちょっと補足でもう一遍教えてほしいと思っています。

西澤博一議長 　　簡潔にお願いします。

今 村 議 員 　　改良住宅の分離工事費、工事請負のことなんですけれども、先ほど町内業者が2業者。元持工務店、田中工務店で、元持工務店は辞退されてるんですけど、この指名業者基準という、選考基準というので町内でこういう建築の分離工事、あそこの工事なんかを請負できる業者というのは豊郷には2社しかなかったんですか。

この設置基準あると思うんで、どういう、町内でこういった指名に入れられない建築の業者というのは何社ぐらいあるんでしょうか。あとみんな町外の業者ばかりで、今回は甲良の浜野工務店が落札してるんですけどね、町内でそういう、これからまだ改良住宅の分離工事は続きますので、町内でそういうことができる建築業者というのが、ここに上がっているのは2社しかないんですけども、ほかにそういう業者というのはもう今はないのかどうか。いるけど条件が指名条件に合わないのか、その辺理由を教えてください。

それと、この芝生化の件なんですけれども、さっき次長がおっしゃってくださったのは、応募できるのはどこですよという場所的な話だったんですけども、日本サッカー協会が芝生を無償提供するということは、日本サッカー協会にもメリットがあるから提供するわけじゃないですか。ですから、あそこは豊小はほとんど毎週、あそこでスポ小のサッカーの子どもさんが練習していますよね。サッカーの芝生化って何がメリットがあるのかなというのを、ちょっとそういうサッカーしている人に聞きましたら、普通のグラウンドだとボールが行ったところであちこちにバウンドすると。芝生やとあんまりバウンドしないから、サッカーには便利やと。やっぱり競技をしたり、いろいろ練習しただと立っておかなあかんので、やっぱり熱中症防止にもなると。やっぱりサッカーをする段には非常に芝生化というのはメリットがあるらしいんです。あるらしいんですけど、これを今回突如として上がってきたんですが、町としては町長が提案したということで全協で説明ありましたが、このスポ小のサッカー以外の問題で小中学校、また保育園、幼稚園、こういったとこの芝生化というのをどういうふうにやっぱり考えているのか。経費はもう委員会いろんなことあったし、議会に対しては全くの事前の説明も何もなかったわけなんですけれども、そういう計画性というのはどういうふうにあるのか。これはやっぱり本来は町長が説明すべきだと思うんですが、その点についてちょっと説明してください。

伊 藤 町 長 　　議長。

西澤博一議長 　　伊藤町長。

伊藤町長　それでは、今村議員の第2回目の質疑にお答えします。

募集期間の話もありましたように、ことしはもうだめだろうと。締め切りが2月5日ですから、それをちょっと越えておりましたので。そういったことで、一体どういうものやということを知りたかったのと、私はこの芝生化というのはこれはニュージーランドのニコルなんとかいう方が鳥取県で全面張りやなしに、ああいう50センチ張りで広げていって、それぞれの公共の施設の芝生化したということで大変有名になって、それが全国的に広がって、そして学校の教育の中でもグラウンドを芝生化していこう。温暖化のこともありますし、砂ぼこりのことあるし、そしてまた、特に器械体操等をされるときにも相当けがも少ないということ。それと素足で運動会の競技することもできるということで、大変体力向上にはよいという話も聞いておりました。

それで、県内も各校で、そしてまた各市では進んできておりましたので、それを目の当たりにして、最初から言いますように、だめもとで申し込んだらどうやということをやったのが、ただ、締め切りも締めてからやで、ことしはだめだろうということで、それで来年度に計画をとというような思いもありました。

ただ、それが全協でお話ししましたように、滋賀県はもうオーバーをしておったのが、偶然にも全国的にちょっと少なかったのか、それで入れていただいたのかと思います。

それと、今後の計画というのは、やはり町民グラウンドというのは周囲が雑草が多くてなかなか維持管理が難しいだろうという思いもあります。小学校のグラウンドで、日栄小の場合は今後改修も経て、ある程度落ちついた時点では検討していかなあかんやろう。これも先ほどおっしゃったように、サッカーは使っているさかいにそういう思いもあるかもしれませんが、いろんな面でメリットが考えられると思いますので、それはまた学校とも協議しながら進める。それから幼稚園、保育園についてもしかるべき対応をしてみたいなど、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

人権政策課長　議長。

西澤博一議長　小川人権政策課長。

人権政策課長　12番、今村議員の再質疑についてお答えします。

改良住宅の物置撤去工事の入札に係る話なんです、町内2社だけかということでご質疑がありました。1,000万以上ということで、建設審査会のほうで諮りまして、町内には建設部会というか、建設のほうで入札指名を出しておられる方、何社かおられます。ただ、点数的に選ばれたのはこの2社ということでございます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 再々質疑です。手短にお願いします。

今村議員 入札の審査会ね、ありますよね、町にね。指名審査会。町の建築部会って商工会の中にあるんですよね。その中で点数が今回はその評点が足りなかったという話ですけど、何点以上でこの2社になったのか、その選考基準ははっきり言ってほしいんです。

それと、ほかの町内にはそういう分離可能な建築業者というのは何社あったのか、その部会には何社入っているのか。それもちょっとはっきり説明してください。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今、手元に資料がございませんので、今おっしゃいました建設部会の登録された業者数、また町内町外の業者数につきましても調べさせていただきます。また報告させていただきたいと思います。

西澤博一議長 ほかにありますか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)を予算決算常任委員会に、議第53号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第57号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を文教民生常任委員会に、議第54号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第55号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認め、よって議第52号平成28年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)を予算決算常任委員会に、議第53号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第57号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を文教民生常任委員会に、議第54号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第55号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

日程第19、議第58号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第58号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成28年度工事第10号豊郷町同報系デジタル防災行政無線整備工事の入札を平成28年5月31日、指名競争入札を実施し、所在地、大阪府松原市西野々2丁目1番45号。名称、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部長浅井茂樹と請負契約、金額2億4,300万円の仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 議第58号契約の締結につき議決を求めることについてですが、今回のこのデジタル防災行政無線整備工事は、指名競争入札で8社が応札しておりますが、その中で1社が辞退しています。

まず説明で、この予定価格は事前公表でされたのか。それと、この専門業者のこの入札というのは、ましてこれは大手のところばかりなんで、よく談合しやすい、いろんなところで公取からもそういう談合で挙げられるとこ多いんですけども、今回の入札に関して談合をさせないという形で町が工夫した点は何なのか。

8業者に指名しましたよということで連絡は行きますよね。その後、仕様書の説明、現地の説明、いろんなことありますけれども、そういった中で、この人たちの業者に談合をしないために町として金額はやっぱり2億円以上、多額の町費を使うお金、事業、大型工事なんですけれども、どういうことをされたのか、その経過を説明していただきたいのと。

やっぱり町の知らないところで、もし予定価格が事前公表だったら、いや、今回はどうしようかという相談会やったかもしれない。それは想定範囲です

けど、そういうことをやっぱり未然に防いで、適正にやっぱし落札してもらわなきゃいけないわけですけども、町にとってメリットがあるように、どういう工夫されたのかをまず、その点についてお聞きしたいのと。1社は辞退しておりますけれども、その点を説明をしていただけますか。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑でございますが。

まず、入札につきましては8社を指名により入札を行いました。この8社につきましては、電気通信工事等が行える業者、それと個別受信機の製造ができる業者ということで限定をさせていただきました。それが8社ということでございます。それ以外に製造できるところが、逆に言えないというふうにご理解をいただきたいと思います。

それと、1社の辞退につきましては、当然、仕様書等を見た中で会社の都合により辞退をさせていただくということで、それ以上の内容については私どもは聞いておりません。

それと、次に予定価格の公表でございますが、これにつきましては事前公表で行いました。談合等いろいろとご指摘が質疑の中でございますが、私が聞いている範囲では、この今回の同報系のこういったデジタル行政無線といいますのは全国で数多くやられているというものではございません。どっちかという例が少ないというような状況です。

そういう中で指名しました8社、どこも欲しいというような意見と申しますか、お話は聞いておりますので、私は談合というのはなかったのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村さん。

今村議員 私がお聞きしたのは、談合しやすい環境設定をなくしていくということで、具体的な取り組みをしていただいたのかということをお聞きしたんです。その業者が会う機会を持たないとか、そういう仕様書に対する質問も個別にやるとか、いろんな方法ありますけどね。町としてやっぱしそういうできる限りはしなきゃいけないと思うんですけども、その辺の町として談合にならないためにやっているという具体的な入札の執行日までの業者との兼ね合いいっぱいあるじゃないですか。その中で、特に豊郷はこういうふうにやっていますよというところを具体的に出してほしかったんです。

それと、これはそうですけど、全協で電波等の健康被害ありませんかというの
も確認してくれたんかどうか、それもちよつと議会にちゃんと説明してほしい
んです。

やっぱり金額高いですからね。ただ指名したらいいだけじゃないので、その人
たちが本当に適正な入札行為をしてくれるかというのがやっぱり町としても皆さ
んの大事な血税でやる公共工事なんで、当たり前なことなんで、その辺をどうい
うふうにやっているのかというのが議会にも説明していただきたいと思います。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、入札での談合等の取り組みということでございますが、予定価格は事前
に公表しておりますが、どの業者という業者名については公表しておりませんの
で、そういったことである一定の防止はできているのかなというふうに考えてお
ります。

それと、2日の日の全員協議会の中でご質問がありました電波における被害状
況ということで、私のほうから工事を施工します業者と設計をいたしました設計
業者両方にその辺の照会をかけさせていただきました。お聞きした内容は住民へ
の健康被害の懸念はないのかという点、それとテレビや電波機器等への電波障害
はないのか。これが2つ目。それと、病院との福祉施設への影響はないのかとい
うこの3点についてそれぞれお聞きをしました。

答えとしていただきましたのは、まず住民への健康被害の懸念はないというこ
とでございます。それにつきましては、理由としましては、今回の周波数は60
メガヘルツを使用すると。これは2ワットなんですけど、使用するため、人体への
影響はないということでございます。

当然、テレビや電波の計器ですか、電波機器等への障害についても影響するこ
とはありませんということをお願いしております。もちろん、病院等の施設への
影響についても影響はないということで。

今回のデジタル化は今までもアナログで無線をしておりますので、この辺状況
は一定変わりません。デジタルにただするということだけで、電波の高低というん
ですか、高さを使う層が変わるということですので、平成18年以降、これまで無
線として使っておりますので、今までもそういった被害の状況は聞いておりませ
んし、今後もないのではないかとというふうに思います。

以上でございます。

西澤博一議長 ほかにありますか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木さん。

鈴木議員 議第58号契約の締結につき議決を求めることについて質疑をいたします。

契約の相手がここに書かれているんですが、当然、契約は法人と契約をするんだと思うんですが、事細かに覚えていませんが、大体今まで代表者のところが、例えば〇〇株式会社代表取締役云々というふうになってたと思うんですが、今回は営業部の部長のお名前になっているんですね。この営業部が代表執行権、営業権をもっておられるのかどうか。

普通、私の一般的考え方而言えば、営業部の部長といえ、そういう役員権といふか経営権は持っていないというふうにするんです。

本来はここをやっばり法人のそういう取締役権を持った方が契約の相手対象になるんじゃないか。今まではそうじゃなかつたらうかと思うんですが、今回は営業部の部長が契約の相手方になっているというんですが、そこがどうなのか教えていただければと思います。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回の入札につきましては、平成27年、28年度にわたりましての入札参加資格業者の中から選定をさせていただいております。

今回の富士通さんにつきましては、当然、この名称にて法人としての入札参加をいただいておりますので、当然、入札参加書にはそれぞれ代表者の氏名なり実印なり、当然、法人等の登記の関係、定款なりがついておりますので、その点は問題ないというふうを考えております。

ただ、これは富士通の自社の関係でこういう部長という名前に、社長とか取締役とかいう名称ではなくて、この部長という名前が使われているというふうには理解しております。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 いや、確認なんです、別に間違いなければいいんですけども、何かの事故があったときに、やはり契約の相手方として営業部の部長の名前も入っていますが、ある意味で言え、執行役員、要はこれは知らないよという場合も考えられますから、私はここをやっばり契約の相手方というのは法人のそれなりの執行権を持った役員との契約になるんじゃないかと思うんですが、その点の心配がないのかと、本来はやっばりそういう執行権を持った代表役員との契約になるんじゃない

いかと思いますが、説明をお願いします。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、当然、法人格でございますので、そういったことについては法人として受けていただくということになります。それと、名称は部長になっておりますが、当然、指名願に参加要件にこれ出しておりますので、私はこの部長でこの会社の執行権といいますか、その権限は持っている方が代表部長ということで代表をされているというふうに考えますので、その点問題はないというふうに考えております。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 これお願いですが、次までに部長が執行権を持っているかどうかということの確認を委員会までにしていただいて報告を求めておきます。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再々質疑のお答えをさせていただきます。

確認はさせていただきますが、入札に参加されるわけですから、当然、それは業者といいますか、その辺を踏まえての届けがされておりますので、鈴木議員が懸念されることは私は一般的にはないというふうに考えていますので、よろしくお願いいいたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第58号を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20、発委第2号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

西山議会運営委員長、提案の説明を求めます。

西山議会運営

委員長 議長。

西澤博一議長 西山議会運営委員長。

西山議会運営
委員長 発委第2号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、趣旨説明を行います。

本年3月議会において可決された機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例に基づき、本条例を改正するものであります。

今回の豊郷町議会委員会条例の改正の内容を説明いたします。

まず、ことし4月より「総務企画課」が「総務課」と「企画振興課」となり、「上下水道課」が新たに設置されたことに伴い、総務産業建設常任委員会の「総務企画課の所管に属する事項」を「総務課の所管に属する事項」に改め、「企画振興課の所管に属する事項」と「上下水道課の所管に属する事項」を追加するものであります。

以上簡単であります。議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木さん。

鈴木議員 2日の全員協議会で執行部が退室された後、本条例案について意見交換がされました。そのとき私は、この提案されている条例の新旧対照表の旧の中に、新設という項が2つある。旧の条例に新設という条文があるのかないのか。ないのでないかと。これは恐らく新のほうの新設されたところの説明なんではないだろうかというようなことを申し上げて、その対応を事務局長に求めましたが、今回、その提案をされておられませんので、その点の説明を求めます。

議会事務局長 議長。

西澤博一議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 今ほどの鈴木議員の質疑につきまして、この場にて答弁させていただきます。

発委第2号の説明資料でございます。新旧対照表の左側、旧の部分でございますが、こちらのほうに下から5行目及び一番下の部分に（新設）という文言が2カ所ございます。これにつきましては、本来、条例の文面にはございませんが、新旧対照の理解をいただくための表現として当役場のほうで条例改正等の手続が終わった場合に、じょうれいくんというソフトを使っているんですけども、その場合に参考資料として出てくる新旧対照表に左側、旧のほうにはないんですが、

新のほうに新設としてあらわされる部分という表現をこのような旧の部分に（新設）というような表現で新と旧を対比するという形で参考資料として作成されるというものでございます。

2カ所とも同じ説明でございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 今、局長答弁されたないじゃないですか。こういう表現はおかしいんじゃないか。そして答弁したら、ありませんと答弁した。なかったら改正すべきじゃないの。検討すべきじゃないかって、先ほど私、町の管理職の皆さんにこれぐらい知らないのかというような非常に厳しいことを申し上げました。外に対して厳しいことを申し上げるからには、やっぱり内に対しても厳しくなければならないというふうに思います。そういう立場で質問しています。

その全員協議会でも、私だけじゃなしにほかの議員からもこれはおかしいんじゃないかという声があったじゃないですか。今の答弁でもありませんと。声を荒立てて言いますが、なかったら訂正をなぜしないんですか。

ないというふうに認めておきながら訂正をしないと。それはどういう姿勢なんですか。いや、これで間違いがない。本来はこうだと言うんだったら、それは私も受け入れますよ。しかし、ありませんと。ありませんものをなぜ訂正しないんですか。回答を求めます。

議会事務局長 議長。

西澤博一議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

今ほど申しましたこの新旧対照表につきましては、基本的に説明をするための参考資料であるという位置づけが1点。

それから、今ほどのご意見につきましては……。

鈴木議員 参考資料でも間違いと認めたら訂正なんでしないんや。

議会事務局長 もう1点、執行部側の書類作成に関しましては、電算のシステム、ソフトの部分でございます。これについては、事務局といえども一概に回答できませんので、執行部と担当のほうとも一度その表現につきましては申し入れをして検討してみたいと思います。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木さん。

鈴木議員 ないと答えたんですから、訂正しますか、しませんか。

議会事務局長 議長。

西澤博一議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 先ほど申しましたように、繰り返しになって申しわけないですけども、表現の書類の作成上の形がございますので、これについてはこの表現を左側の旧の(新設)というところをなくしてするというようなことについては、申しましたように……。

鈴木議員 そんなこと聞いてないんや。ないって言ってるんやから、訂正するかしないか、聞いているねん。参考資料でもなんでも、ないと言ったら訂正する。間違っているということやったら、訂正何でしいへんのや。

議長、休憩して、ちょっと確認してください。暫時休憩とってください。

訂正したらいいだけやんか。議長が訂正と言ったらいいんや。

議会事務局長 議長。

西澤博一議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 特別に4回目の補足の説明をさせていただきます。

ただいまの訂正するの点につきましては、その方向で一遍検討させていただきます。

鈴木議員 検討や。間違う、ないて言うたやんけ。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議員 議長、これ採決するのか。

今検討するって言うたの、採決できひんやろう。

西澤博一議長 暫時休憩します。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 0時02分 再開)

西澤博一議長 再開します。

角田議会事務局長、答弁をお願いします。

議会事務局長 ただいまの鈴木議員の新旧対照表にあらわれています(新設)という2カ所につきまして、委員会条例の中にはこういう、今回追加の条例案出しておりますの

で、現にはありませんので、（新設）はもちろん委員会条例の中には現在ございません。

新旧の条例改正につきまして、資料として皆様にわかりやすくということで、今回（新設）があるという表現でさせていただいたものでございます。

右側の新のほうには片仮名のイあるいはカ、この下線部分が追加で新設されています。これを資料として、先ほど申しましたように、ほかの資料につきましてもそうですけれども、旧のほう、現在は無いんですけれども、新設がありますよというたぐいの案内表示のような言葉が括弧つきでついているので、このような表現になってございます。

この辺につきまして、今回新たにふえる部分の条例一部改正ですので、先ほどのような、今はありませんけれども、ここに新設が入るんですよという表現、あらわし方、案内の仕方がこういう文字になっているということでご理解をいただきたいと思いますが。

西澤博一議長 よろしいですか。

鈴木議員 はい。

西澤博一議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、発委第2号を採決いたします。

賛成の諸君の起立を願います。

議員 （起立、全員）

西澤博一議長 全員起立。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21、発議第1号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

発議第1号議員派遣につきまして、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や議会に参加する場合に議会の議決が必要ですので、提案するものであります。お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施したいと思いますが、ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後0時05分 散会)